

第 6 回

(令和 8 年 6 月 1 0 日)

# 議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

## 錦 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和8年6月10日（水）午前9時30分から午前10時
  - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
  - 3 出席委員 9名  
1番委員 柳瀬 真也・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子
  - 4 欠席委員 2番委員 古里 直樹
  - 5 議事日程
    - 1) 会期の決定
    - 2) 議事録署名委員の指名
    - 3) 議第20号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第21号案 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第22号案 農用地利用集積等促進計画について  
議題23号案 非農地証明願いに対する認定について  
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について  
報告第7号 許可不要転用届について
  - 6 事務局職員  
事務局長 山本直樹、農地係 津山拓郎
  - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、8番・9番委員にお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。  
無いようですので、議第20号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第20号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号1番と2番について4番委員から調査報告をします。
- 4 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族2人、稼働力1人、経営面積148a、全て水田で40aが水稻で残り108aがWCSを作付けされています。  
3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：150m、徒歩3分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：10a当り35万円です。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8

番（借地農地の利用計画）：W C Sを作付けされます。

9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

（調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。経営内容について報告します。家族2人、稼働力1人、経営面積148a、全て水田で40aが水稻で残り108aがW C Sを作付けされています。

3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：100m、徒歩2分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：小作料10a当り玄米60kです。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（借地農地の利用計画）：W C Sを作付けされます。

9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 次に調査番号3番について、1番委員から調査報告をお願いします。

1 番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族7人（稼働力2人）です。大正地区で森商店を営んでおられます。経営面積は207aで、田が162aで水稻を作られています。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：0.2km、2分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（賃貸借価格）：10a当り玄米60kgです。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。8番（取得農地の利用計画）：水稻を作付けされます。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。

8 番 調査番号1について、なんで3条での取得なのか？

4 番 譲受人が認定農家ではないのが理由かと思います。

事務局 そのとおりです。本人さんもあっせんでの移転を考えられていまして、認定農家の申請も問い合わせされましたが難しいとのことでしたので、3条売買になっています。

議 長 他に質問ありませんか。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号2番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。調査番号3番について、

申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手)  
全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。議第 21 号案農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 21 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について 3 番委員から調査報告をお願いします。

3 番 （調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。家族 5 人で町内のアパートにお住まいですが、子供たちも大きくなり手狭になってきたことから実家近くに建築を予定されています。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区分）：3 種農地です。2 番（着工時期）：許可後から着工されます。3 番（資金調達）：全額借入金です。4 番（転用面積）：問題なし。5 番（周囲の承諾）：問題なし。6 番（公衆衛生）上下水道とも町施設に接続します。7 番（防除措置）土砂の流出は、問題ないと思われませんが、問題が発生した場合には責任も持って対応しますということです。8 番（日照通風）問題なし。9 番（小作地か）問題なし。10 番（農振法）：農用区域外です。価格については、全部で 200,000 円です。以上で調査報告を終わります。

議 長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。無いようですので、採決にうつります。調査番号 1 番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

次に議第 22 号案 農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 22 号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）

今回、所有権移転が 3 件、利用権設定が 12 件となっております。

利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1 番～12 番適格の報告あり。）

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) それでは、適格といたします。次に議第 23 号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局からの説明をお願いします。

事務局 議第 23 号案 非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について、木上地区から調査報告をお願いします。

9 番 調査番号 1 番について、木上地区を代表して 9 番委員から調査報告します。

（調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。6 月 5 日午後 1 時 30 分から木上地区委員全員で現地調査を行いました。現地は竹やぶとなっており機械も通ることができないような土地でした。到底、農地になることはありませんので、木上地区の委員で協議した結果、非農地化はやむを得ないと判断いたしました。

た。

議 長 調査報告が終わりましたので、質問のある方は挙手の上お願いします。  
質問も無いようですので、採決にうつります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。(全委員：挙手) 全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

次に報告第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について(朗読)  
資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

議 長 次に報告第7号 許可不要転用届についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第7号 許可不要転用届について(朗読)  
今回の報告ですが、転用するにあたって許可が不要なものがいくつかありますが、その中の一つとして、電気事業者が送電用若しくは配電用の施設を設置等するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するための農地を農地以外のものにする場合は許可不要で届け出だけでいいとなっています。

この分につきましては、電線を撤去するにあたって作業道として278㎡の内20㎡を通路として使用するものになります。

場所は無田の原の鉄鋼団地の方になりまして、人吉市との境界にもなりますので人吉市にも同様の報告をされています。

議 長 ご質問等はございませんか。それでは、これをもちまして6月総会を閉会いたします。

終了後、貸借相談・売買案件担当決め、資材価格高騰対策の状況について

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月10日

農業委員会会長

8 番 農 業 委 員

9 番 農 業 委 員